

# 社会福祉法人明徳会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明徳会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の報酬等)

第3条 理事は、理事会の出席有無に係わらず、次により報酬を支払う。通常の理事会及び評議員会出席についての費用弁済は行わない。

	報 酬 (年額)
理 事	24,000 円

2 監事は、理事会・評議員会の出席有無に係わらず、報酬を支払う。費用弁済は行わない。

	報 酬 (年額)
監 事	24,000 円

2 評議員は、評議員会の出席有無に係わらず、報酬を支払う。費用弁済は行わない。

	報 酬 (年額)
評議員会	12,000 円

3 評議員選任・解任委員は評議員選任・解任委員会出席につき次により報酬を支払う。費用弁済は行わない。

	報 酬 (1回出席額)
評議員選任・解任委員	5,000 円

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務・出張にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務・出張にあたった場合、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	そ の 他
実 費	実 費	5,000 円	実 費

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、次により報酬を支払うことができる。

	報 酬 (1回業務額)
監 事	5,000 円

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。職員が理事の場合、職責として報酬を支払う。職員が評議員選任・解任委員の場合、勤務時間以外の出席時のみ報酬を支払うものとする。

(任期途中で退任の場合の報酬の取扱)

第7条 理事は、任期途中で退任した場合月割りとする。月のうち1日以上の上在籍があった場合は1月分の支給とする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。